



豊島区教育大綱

「教育都市としま」の高峰に挑む

平成28年4月

豊 島 区
豊島区教育委員会

1. 教育大綱とは

(1) 教育大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めることとした。

大綱の策定にあたっては、総合教育会議において、区長と教育委員会が協議・調整を尽くし、区長が策定する。

(2) 大綱の位置付け

本区では、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画を定めており、その目標や施策の根本となる方針が大綱に該当することから、総合教育会議において協議した結果、「豊島区教育ビジョン2010、2015-豊島区教育振興基本計画-」を大綱と位置付けた。



(3) 計画期間

豊島区教育振興基本計画の前期5年に当る「豊島区教育ビジョン2010」の成果と課題を「豊島区教育ビジョン2015」（後期計画）に引き継ぎ、実施する。計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とする。

2. 平成28年度の重点施策

区長部局と教育委員会が緊密に連携を図り、次の重点施策に取り組んでいく。

(1) 学校トイレ緊急改善推進事業

(2) 区立小・中学校の計画的改築の推進

(3) インターナショナルセーフスクールの推進

(4) 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた教育の推進

(5) 郷土の文化を英語で発信する英語教育の推進

(6) 「確かな学力」の育成

(7) 放課後対策事業の充実

(8) いじめ・不登校等防止対策の推進

(9) 特別支援教育の充実

3. 平成28年度 豊島区教育委員会 教育目標(大綱)

豊島区教育委員会は、幼児・児童・生徒（以下、「子供」という）が知性、感性、道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 地域社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間の育成に向けた教育を重視する。

また、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、豊かな環境の中で、子供たちが、生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するよう関係諸機関等との一層の連携を図る。

さらに、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが連携して行わなければならないものであるとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。



「教育都市としま」